

国の規制改革のうち、「デジタル技術」に関する動向について

1 規制改革の推進に関する国規制改革会議の答申(令和2年7月)

デジタルガバメント分野に関する項を設け、①書面規制・押印、対面規制の抜本的見直し、②オンライン利用率の大胆な引き上げ、③オンライン利用率引き上げのための環境整備、④地方公共団体のデジタル化、の4項目について提言。

2 「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言

～デジタル技術の積極活用による行政手続・ビジネス様式の再構築～(抜粋)の発出

※令和2年7月8日、2大臣(情報通信技術・規制改革)、4経済団体の連名で発出。

(1) 新型コロナウイルスの感染拡大への緊急対応

経済団体からの書面主義、押印原則、対面主義の廃止に向けた抜本的な見直しを求める要望を受け、これらの行政手続については、引き続きできる限りの取組を実施。

(2) 制度的対応

書面主義、押印原則、対面主義を求める全ての行政手続の原則デジタル化に向けて、恒久的な制度的対応として、各府省に対し、年内に見直しの検討を行い法令・告示・通達等の改正を行うよう要求。

(3) 会計手続

各府省に対し、押印廃止等の優良事例を示し、書面主義、押印原則、対面主義の抜本的な見直しを要求。

(4) 地方公共団体における取組

国の法令等に基づき地方公共団体が実施する手続について、国の対応方針に則り、緊急対応等についてガイドライン等を地方公共団体に発出するとともに、必要法令等の見直しを要求。

(5) 地方公共団体における取組デジタル・ガバメントの推進

デジタル手続法及びデジタル・ガバメント実行計画に明確に規定されているデジタル三原則(「デジタルファースト」、「ワンスオンリー」、「コネクテッド・ワンストップ」)実現責務の強い認識を要求するほか、マイナンバー制度普及・活用促進や、デジタルデバイド対策を実施。

3 徳島県における対応

徳島県においては、3年前の平成29年9月、徳島県規制改革会議から出された第2次提言の中で、「行政手続きの簡素化について」の項を設けて、改革を提言。

(1) オンライン化に向けた業務棚卸しの徹底について

国の「規制改革会議」答申や「官民データ活用推進計画」を踏まえ、県の行政手続きの実態を把握し、実現へと繋げるべく、期限を設けた「業務棚卸し」を徹底。

(2) 行政手続きの見直しについて

オンライン化の拡大や2以上にまたがる申請手続きの様式統一化、AIなどの新技術の活用など、徳島ならではの手法の駆使による効率化。

【検討すべき課題】

デジタル技術導入については、本県では「行政手続きの簡素化」の一環として、推進してきたところ。「とくしま丸ごとコンシェルジュにおけるAIの活用」や「会計事務処理におけるRPA導入」などの実績。

今後も更なる「業務の棚卸し」「行政手続きの簡素化」は重要課題。